

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人久保木益次郎の上告趣意について。

論旨はいずれも明らかに刑訴四〇五条に定める上告の理由たる事由に当たらないし、同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて刑訴四一四条同三八六条一項三号に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二五年一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 澤 田 竹 治 郎

裁判官 齋 藤 悠 輔

裁判官 岩 松 三 郎